

定 款

2020年6月23日

J F Eコンテナ株式会社

J F E コンテナ株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は J F E コンテナ株式会社と称する。
- ② 英文では JFE Container Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社はつぎの事業を営むことを目的とする。
1. 各種容器類の製造、販売および賃貸
 2. 各種高圧容器類の研究、開発、製造および販売
 3. 鋼板の販売
 4. ドラム缶製造設備・ガス容器製造設備の設計、製造および販売
 5. 高圧ガス貯蔵施設の設計および施工
 6. 貨物運送取扱事業
 7. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査役
 3. 監査役会
 4. 会計監査人

(公告の方法)

- 第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 560万株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100株とする。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会で定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 定時株主総会は毎年1回、6月にこれを招集する。

- ② 臨時株主総会は必要ある場合に随時にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第 14 条 株主総会は取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、18名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 代表取締役は取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。

- ② 取締役会の決議をもって取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。

(取締役の補欠選任)

第 24 条 取締役中欠員を生じたときにおいても法定数を欠かないときは、補欠選任を行わないことがある。

- ② 補欠のため選任された取締役の任期は、各前任者の残任期間とする。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 26 条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役が記名なつ印する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任)

第 36 条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任方法は第35条第2項を準用する。
- ③ 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の招集者および議長)

第 38 条 監査役会はあらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

- ② 監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。

(監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役が記名なつ印する。

(監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 46 条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れるものとする。